

社員各位

担当部署 コーポレート本部人事総務部

2020年12月1日付就業規則等の改定概要について

11月20日付取締役会にて、下記のとおり就業規則等の改定が承認されましたのでお知らせいたします。詳細は、各種規則・規程をご確認ください。

記

1 改定概要

(1) 特別休暇（有給）について

2020年12月1日より、有期契約社員に対しても社員と同様に特別休暇（有給）を付与することが決定いたしました。各種特別休暇（有給）の日数および付与日は以下のとおりです。特別休暇取得日は、所定労働時間働いたものとしてみなされます。特別休暇の取得申請方法は、24/7ポータル人事関連の「[勤怠管理マニュアル](#)」に従ってください。

特別休暇	特別休暇日数および付与日、取得期限
夏季休暇・ 冬期休暇	24/7ポータルのカレンダーを参照してください。 ※職種により休暇付与月および休暇日数は異なります。
結婚休暇	3日（本人の結婚式当日又は入籍日いずれか早い日から6か月間）
出産休暇	1日（配偶者の出産日から2週間）
忌引休暇	5日（親、兄弟、配偶者、子のいずれかの死亡日から1か月間） 3日（祖父母、孫のいずれかの死亡日から1か月間）
永年勤続リフ レッシュ休暇	3日（勤続10年到達者） 5日（勤続20年到達者）
転勤休暇	3日以内（独身者、単身者） / 5日以内（家族帯同の場合） ※住宅選定、物件調査や引越準備、官庁関係の届出手続のための休暇として付与

※それぞれ定める期間内に付与し、当該期間を経過した場合、請求権は消滅する。

※結婚休暇などは、事象発生日または付与日が2020年12月1日以降の場合に付与する。

(2) 家族手当適用について

2020年12月1日時点で健康保険法上の被扶養者いる有期契約社員または2020年12月1日以降に被扶養者が追加された有期契約社員に対して以下のとおり家族手当を支給することが決定しました。
支給開始日：2021年1月支払給与（12月実働分）より支給開始。

健康保険法上の被扶養者	金額
配偶者	5,000円
子（1人あたり）	7,000円

(3) 育児介護休業法改正に伴う子の看護休暇及び介護休暇の取得単位について

2021年1月1日以降取得する子の看護休暇および介護休暇は、時間単位で取得可能となりました。

以上